

日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願データ（Ver.2022_1）ユーザマニュアル

科学技術・学術政策研究所では、日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願に関して、我が国全体としての制度の適用状況、出願機関や特許査定状況、さらに同制度の制定による国立大学の特許出願行動の変化などを取り纏め、報告書[1]を発行している。それまで、同制度を適用した特許出願に関する分析の多くは特定のファンディング機関からの出願を対象に行われ、網羅的に特許出願を把握し分析することは行われておらず、上記研究により日本版バイ・ドール制度の政策的効果を検討するための手がかりとなるデータを得たといえよう。今後は、同制度の成果である特許権が有効に活用されているかなどの検証が政策的効果を見極めるうえで重要なポイントとなり、様々な視点から分析を一層深化させることが必要である。

ここでは、そうした目的に広く有効活用して頂く趣旨で、日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願データの公開を行うものである。

1. 日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願データ

(1) 日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願データ（以降、「日本版バイ・ドール出願データ」と略す）

は、産業活力再生特別措置法第30条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）の施行日である1999年11月1日以降に出願された同制度を適用した特許出願を基本に構成している。

尚、特別措置法第30条は、2007年に恒久法である産業技術力強化法第19条に移管され、さらに、2018年に同17条に繰上げされている。

(2) 日本版バイ・ドール出願データには、該当する出願を公開特許公報から特定し掲載している。

ver.2022_1では、2021年10月14日までに発行された公開特許公報を用いて特定を行っている。

(3) 日本版バイ・ドール出願データ（ver.2022_1）には、43,590件の日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願と延べ58,392人の出願人データを含んでいる。加えて、出願人のカテゴリデータなどの特許関連情報や他のデータベースとの接続情報など分析に有効と考えられる項目を付加した「テーブル」形式で提供を行う。具体的なテーブル仕様は利用マニュアルを参照されたい。

(4) 日本版バイ・ドール出願データは、それ単独でも分析に利用できるが、IPC（国際特許分類）、発明者情報、出願企業等といった情報は関係する外部データベースと接続して取得する。そのため、或いは分析にMySQLなどのDB管理システムを利用する場合は、提供するエクセル形式のテーブルを任意の区切り・エンコード形式のテキストファイルに変換し使用する。また、テーブル形式は、出願人データを基準に縦持ち・横持ちの2種類を提供するので分析目的によって選択されたい。

2. 日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願の特定

(1) 日本版バイ・ドール制度を適用して特許出願を行うためには、特許法施行規則第二十三条第六項により出願願書にその旨を申告記載しなければならない。

(2) 日本版バイ・ドール出願データは、申告記載のある特許出願を見つけ出し、個別に確認の後掲載を行った特許出願データ群である。

(3) 申告は定型の記載場所、様式などの規定がなく、様々な記載がなされている。このため書誌・全文検索を

用いて適用法の文字列など検索キーを工夫し該当する出願を特定している。

3. 提供するテーブルの構成

3. 1 テーブル構成の考え方

単に日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願情報を提供するだけならば、当該の出願番号（又は公開番号）のみを提供し、分析に必要な情報は外部のDB等と接続し取得してもらうことが考えられる。その場合、例えば外部DBの出願情報から出願人を特定し、さらに別の外部DBから出願機関の分類や属性など出願人情報を取得又は付加する必要が生じるなど研究者にとって分析データを準備する手間が増大する。

そこで、本データテーブルでは出願番号に加えて全ての出願人、それらの分類、個人を含む出願人の情報など外部DBを接続しなくても基本的な分析が行えるデータテーブル構成とし研究者の利便性を向上させる構成としている。

3. 2 テーブル項目（カラム）

テーブルは、次の14項目で構成する。

(1)出願番号（app_num）

政府資金を活用した委託研究成果（一部請負研究も含む）である発明に係る日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願番号である。

出願番号は特許庁により付される整理番号であり、出願年が識別できるような書式で付与される。例えば、「特願 2021-203845」又は「P2021-203845」のように「特願（又はP）＋西暦4桁＋ハイフン＋6桁以内の数字」が使われる。（特願の場合、2000年以前は「特願平 11-123456」のように元号が使われる）本テーブルでは「P＋西暦4桁＋ハイフン＋6桁数字」で示している。

(2)IIPパテントDB接続コード（ida）

IIPパテントDBのapテーブル（出願テーブル）又はapplicantテーブル（出願人テーブル）の出願番号(ida)と接続するためのコードである。IIPパテントDBについては（一財）知的財産研究教育財団が提供する関連情報を参照されたい。[<https://www.iip.or.jp/patentdb/>]

(3)出願日（sdate）

特許庁に特許出願願書を提出し受理された日である。国際出願（PCT）の国内移行では国際出願日である。

(4) 遡及日（rdate）

出願から1年以内であれば原出願（もとの出願）の発明内容の改良出願が認められ、出願日を原出願の出願日（遡及日）と見做す。また、分割出願では、分割要件を全て満たすことを条件に、出願日を原出願(分割前の出願)の出願日（遡及日）と見做す。rdateはこうした遡及効が生じる場合を考慮した出願日である。

(5)出願人[公開公報]（app_name）

「公開公報」に記載された出願人名称である。

(6)識別番号（app_id）

出願人に対して、特許庁が付与する9桁のアラビア数字からなるコードである。同一機関の長期間の使

用識別番号を比較すると複数のコードが使われている場合も見受けられる。

(7)出願人記載順序

特許出願願書に記載された出願人の順序である。

(8)IIP パテント DB 接続コード (IIP_PT_ida_seq)

本データテーブルと IIP パテント DB の applicant テーブル (出願人テーブル) の個々の出願人とを接続するためのコードである。

(9)辞書接続コード (dic_id)

本データテーブルと NISTEP 企業名辞書又は NISTEP 大学・公的機関名辞書を接続するコードである。企業名辞書の接続項目は comp_id を、公的機関名辞書は NID 番号を用いて接続する。企業名辞書との接続の場合、業種、規模など分析変数としての企業情報を取得することができる。

(10)沿革グループコード (history_id)

企業や公的機関などの長期間に渡るデータを取り扱いする場合、商号/名称変更、合併/統合、清算/廃止などがあるため、それらを考慮した名寄せを行うことが必要となる。各出願人に付与した沿革グループコードを用い同一コードを持つ出願人を集めることにより、出願人名称の相違を超えて同一企業・機関のデータの取り扱いを可能とする。

(11)出願人大分類 (L_category)

分析における出願人のカテゴリデータとしての使用を想定している。具体的には表 1 を参照のこと。

(12)出願人小分類 (小) (S_category)

分析における出願人のカテゴリデータとしての使用を想定している。具体的には表 1 を参照のこと。

(13)出願人参考情報 (App_inf)

出願人が国内営利企業 (以降、企業と略す) や大学・公的機関などの場合は本データテーブルの NISTEP 企業名辞書や大学・公的機関名辞書との接続コードを活用して辞書からプラスアルファの情報が取得できる。だが、出願人が個人の場合などは情報がない。このため、個人出願人を中心に発明が行われた時点の所属等を記載している。但し、それらは飽くまで参考情報であり、保証の限りではない。

(14)特許査定 (Pat_decision)

2021年10月20日時点で確認した審査状況。

特：特許査定を得た出願。

設定登録した特許のうち出願日から20年が経過し権利満了した特許や年金未納で権利が抹消された特許も含む。また、拒絶査定不服審判を経て特許査定を得た特許も含む。逆に、一旦設定登録されたが異議により権利消滅した特許は含めていない。

未：審査請求中又は審査請求未了の出願

¥N：特許査定を得られなかった出願。

未請求取下、みなし取り下げ、拒絶査定、拒絶確定など。

4. 出願人別日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願件数一覧 (ver.2022_1)

日本版バイ・ドール出願データから算出した出願人ごとの暦年特許出願件数を一覧表として示したもので

2022年3月1日

ある。特許出願件数は整数カウントと分数カウントの両者を掲載している。整数カウントは共同出願者が複数の場合出願者ごとに1件とカウントし、分数カウントは1件の出願を共同出願者数で按分した値としている。また、日本版バイ・ドール制度の施行から20年以上が経過し、その間、出願人である企業の商号や機関の名称変更も生じている。一覧ではそれらを寄せた表示を行っており、過去からの出願状況をわかり易く示している。

5. IIP パテント DB との接続について

(1) 収録期間の違いによる接続できない出願

現行の IIP パテント DB は 2020 年版であり、2019 年 6 月 25 日までの出願の掲載が確認できる。

一方、本データテーブルは 2. (2) に記載の通り 2021 年 10 月 20 日時点で公開公報から特定できた日本版バイ・ドール制度を適用した出願を掲載しており、最新の出願日は 2021 年 7 月 19 日である。

このため、両者の収録期間の違いが生じ、本データテーブル掲載の 2019 年 6 月 25 日以降の出願は IIP パテント DB と接続できない。

(2) 公開公報と整理標準化データに収録される出願人の違い

本データテーブルの項目「ida_seq」を使い、IIP パテント DB の applicant テーブル（出願人テーブル）の同じ名前の項目を接続したとき、接続両者の出願人名称が異なる場合がある。ちなみに、本データテーブルと IIP パテント DB（2020 年版）では、52,129 件の ida_seq 接続のうち 300 件強でこの現象が確認できる。それらの多くは、住友化学工業株式会社と住友化学株式会社や東京電力株式会社と東京電力ホールディングス株式会社のように商号の変更や持株会社設立に伴う知財管理会社の変更のような場合として確認されるが、一部には技術研究組合から企業、或いは異なる企業間など権利移転に伴う事象も見受けられる。

この現象の直接的要因は、本データテーブルが公開公報に掲載された出願人名称を使い構築されているのに対し、IIP パテント DB（2020 年版）は（独）工業所有権情報・研修館から提供された整理標準化データを使い作成されていることによる。（2019 年 5 月以降は整理標準化データに替わる特許情報標準データが提供されている）

すなわち、公開公報は公開日時点データとして不変であるのに対して、整理標準化データは提供時期により商号変更や権利移転等があった場合は変更後の出願人名称が使われていることに起因している。

以上

【参考文献】

- [1] 文部科学省科学技術・学術政策研究所：日本版バイ・ドール制度を適用した特許出願の網羅的調査, DISCUSSIONPAPERNo.195, (2021)
<https://doi.org/10.15108/dp195>

表1 出願人分類

出願人分類		説明
大分類	小分類	
国内営利企業	株	株式会社
	有	有限会社
	合名	合名会社
	合同	合同会社
	合資	合資会社
	個企	個人立企業（株式会社等の法人を設立せず事業を営む企業）
高等教育機関	国大	国立大学長（法人化前）又は国立大学法人
	公大	公立大学法人
	学	学校法人
	省大	省庁大学校
	高専	高等専門学校学校長又は国立高等専門学校機構
	大共	大学共同利用機関
TLO	承認 TLO	外部型承認 TLO（国内営利企業、公的機関が外部型承認 TLO 機能を持つ場合）
公的機関	国	省庁、国研等の国の機関
	国開	国立研究開発法人
	独	独立行政法人（地方独立行政法人は「地」に分類）
	地	地方自治体、又は自治体関連組織
	団	社会福祉法人、農事組合法人、商工会議所、各種組合（事務組合は「地」に分類）
	財	財団法人（一般社団・財団法人法施行以前,2008年12月1日）
	公財	公益財団法人
	一財	一般財団法人
	社	社団法人（一般社団・財団法人法施行以前,2008年12月1日）
	公社	公益社団法人
	一社	一般社団法人
特	特殊法人、公社、公団、許可法人	
外国機関	外大	外国大学
	外企	外国企業
	外機	外国大学及び外国企業以外の海外機関
医療機関・個人・その他	医国	省庁、独法管轄病院
	医公	自治体立病院、赤十字病院等
	医社	社会保険関係の病院
	医他	「医療法人」の名が付く医療施設、企業立・個人立病院等
	個	個人
	NPO	特定非営利活動法人（NPO法人）
	他	上記分類に当てはまらない機関等